資料1

第3回中央協議会の概要について

第3回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会及びトラック運送業の生産性向上協議会

平成28年2月19日（金）10:00～12:00
中央合同庁舎3号館10階 共用会議室

【議　事　次　第】

Ⅰ. 開会

Ⅱ. 議題
1. トラック輸送状況の実態調査結果について
2. パイロット事業について
3. 生産性向上のための補正予算について
4. 運賃・料金について
5. 下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議について
6. 燃料価格の下落に伴う運賃引き下げ要請への対応について

Ⅲ. 閉会

【配布資料】

議事次第、委員名簿、配席図
資料1　トラック輸送状況の実態調査結果概要【厚生労働省・国土交通省】
資料2　トラック輸送状況の実態調査結果とパイロット事業について【国土交通省】
資料3　トラック運送業の生産性向上に係る補正予算事業【国土交通省】
資料4　トラック事業に関する事業規制の推移【国土交通省】
資料5　下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議について【国土交通省】
資料6　業種別の価格指数と燃料価格の推移【国土交通省】
添付資料　トラック輸送状況の実態調査結果
参考資料　トラック運転者を使用する事業場に対する監督指導状況等

＜中央協議会の議題＞

①トラック輸送状況の実態調査結果について
- 改善基準告示等の労働時間のルールについて説明
- 調査結果のポイントについて説明

②パイロット事業について
- 各県版の実態調査結果を踏まえ、各県のパイロット事業につなげていく

③生産性向上のための補正予算について
- トラック分野で３．３億円の予算
- 来年度にかけて４つの取組を検討

④運賃・料金について
- トラック事業に関する現行制度等の紹介

⑤下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議について
- 関係府省等連絡会議の紹介

⑥燃料価格の下落に伴う運賃引き下げ要請への対応について
- 業種別の価格指数と燃料価格の推移
- 燃料価格高騰分の転嫁に関する実態調査について

トラック運送業の生産性向上に係る補正予算事業【予算額：3．3億円】

国土交通省

1．荷主業界ごとの商慣行・商慣習の調査・対策検討

概要

○荷主業界ごとに、商慣習、商慣行、物流面での課題等について調査し、主に荷主サイドでどのような効率化や生産性向上の可能性があるか検討。

○個別の荷主分野ごとにコンサルを実施し、モデル事例の創出も検討。

○調査結果はガイドライン等として取りまとめ、横展開。

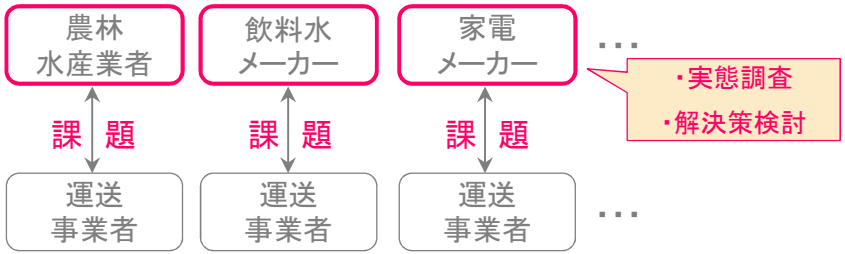

2．事業の共同化による積載率向上の事例調査

概要

○共同輸送や貨物・車両のマッチング等の共同化等による積載率向上の有望事例を調査。

○調査結果はガイドライン等として取りまとめ、横展開。

共同化の例

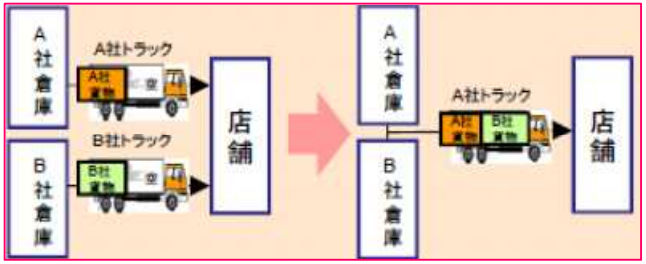

自社でそれぞれ行っていた運送を、貨物を混載して共同化

3．原価計算の在り方の調査・検討

概要

○既存の原価計算システム等の使用実態について調査を実施し、適切な原価計算の在り方について検討。

○必要に応じてモデルとなる原価計算システム・シートを作成し、普及促進。

【運賃の適正収受の必要性】

原価割れしていて、安全にかかるコストも収受できていない。

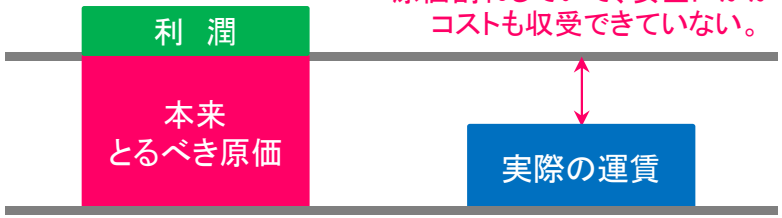

4．ITの活用可能性に係る調査

概要

○ETC2．0やデジタコから取れる各種データを活用し、運行管理等の容易化や業務運営の効率化の実現について調査・検討。

○ETC2．0やデジタコから、車両の動態情報、ドライバーの作業状況、燃費等に関するデータを集め、待ち時間等の実態、車両・ドライバーの稼働状況等の分析・把握を実証的に実施。

○調査結果はガイドライン等として取りまとめ、横展開。

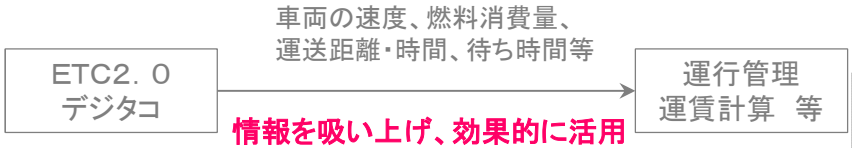

資料3

トラック事業に関する事業規制の推移

国土交通省

（平成　２年１２月１日　貨物自動車運送事業法の施行）
（平成１５年　４月１日　改正貨物自動車運送事業法の施行）

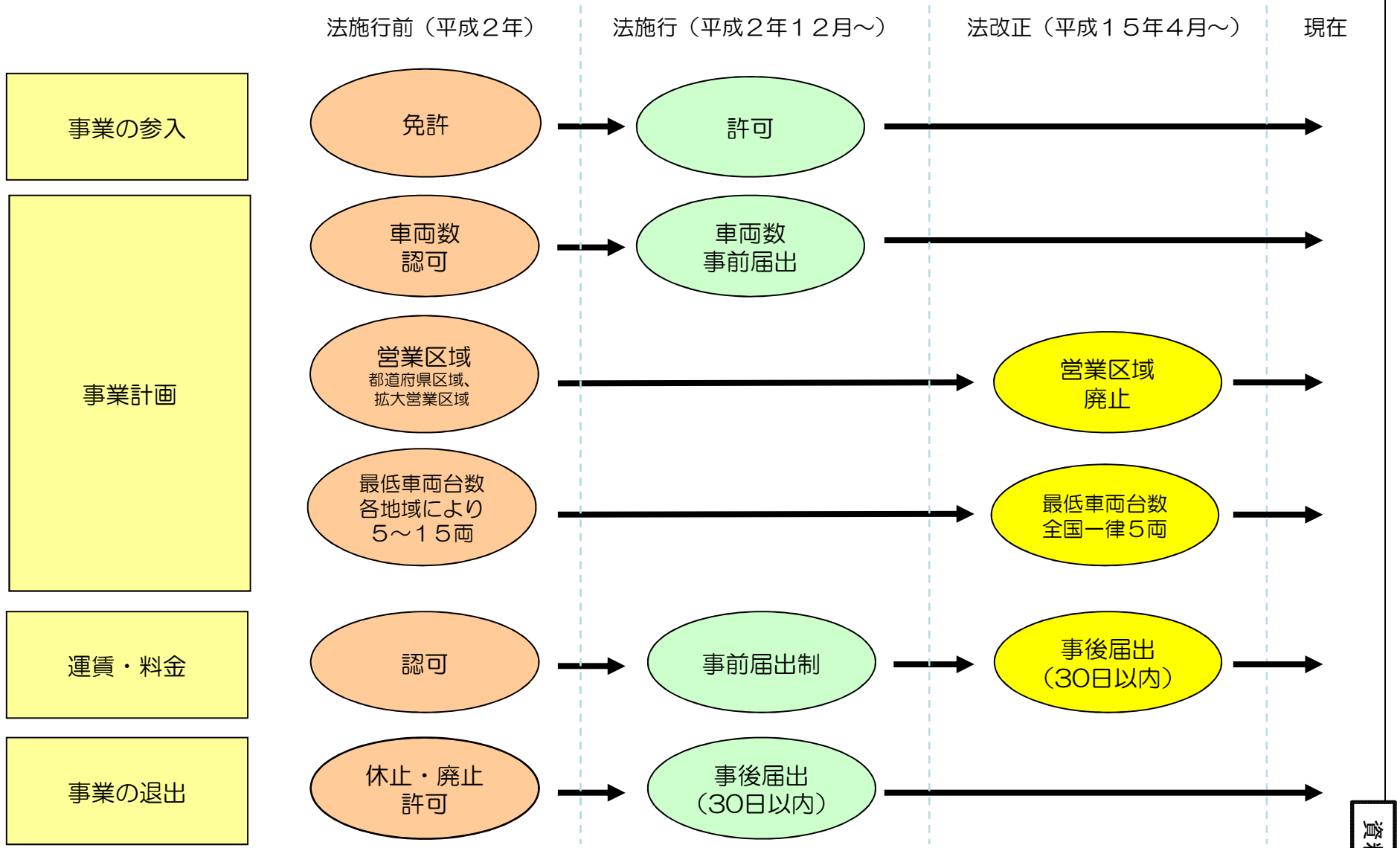

資料4

参入規制及び運賃規制の比較

国土交通省

	トラック（一般）	貸切バス	乗合バス	タクシー
参入規制	許可	許可	許可	許可
運賃規制	事後届出	事前届出 （上限・下限審査あり）	事前届出 （上限審査あり）	認可 （上限・下限審査あり）

トラック事業に関する運賃規制緩和時における議論

国土交通省

制度変更に関する考え方

認可制 ⇒ 事前届出制（平成2年）

○運賃・料金は、利用者の利益及び事業の健全な発達を阻害するおそれがあるかどうか確認する必要がある。

○一方、荷主ニーズの多様化等に伴い、運賃も多様化している現状にある。

○荷主ニーズの的確な対応を促進する観点から、運賃設定の仕方、その水準については、事業者の創意工夫を尊重することが必要。

○不当な競争を引き起こすおそれのある運賃に対して、変更命令により是正する措置を講じることとし、その確実かつ的確な執行を図るため事前に把握することとする。

事前届出制 ⇒ 事後届出制（平成15年）

○運賃・料金の設定は事業者が創意工夫を活かした事業運営を行う上で最も重要な手段の一つであり、これに事業抑制的な規制を設けることは事業の活性化を妨げるおそれもある。

○運賃・料金の設定は、荷主との相対取引によるものがほとんどであり、事前届出制は新たな取引契約を機動的に行うにあたって障害となる場合もみられる。

○事前規制は極力縮減するとの考え方に基づき、事前届出制を廃止する。

適正運賃の収受に関してよく聞かれる意見

国土交通省

①目安となる運賃を定めて欲しい

■荷主等との運賃交渉の目安となる「モデル運賃」「最低運賃」を国から示して欲しい。

②原価計算に基づく受注を徹底すべき

■仮に一定の目安があっても、原価割れで運送を引き受ける事業者が存在する限り、適正運賃の収受は困難。各事業者における原価計算の実施と、それに基づく受注を徹底するべき。

③運送以外のコストを適切に収受できるようにして欲しい

■荷役作業や荷待ちにかかるコストについて、運賃に加算する料金などとして、適切に荷主等に負担してもらえるような仕組みが必要。

■距離だけではなく時間も加味した運賃制度とすることも考えられるのではないか。

過去の議論を踏まえた上で、どのような取り組みを行うことが望ましいか？

適正運賃収受に関する「最低車両台数・適正運賃収受WG」における議論

国土交通省

最低車両台数・適正運賃収受WGの概要

○「トラック産業の将来ビジョンに関する検討会」(H22.3～H24.12)の中間整理(H22.7)において、「適正運賃収受に向けた取り組み等」が規制緩和以後の課題と位置づけられたことを受けて設置。

○平成22年10月から計7回開催され、平成24年10月に報告書がとりまとめられた。

WGメンバー

座長：野尻　俊明　流通経済大学 教授
委員：齊藤　実　神奈川大学 教授
徳田　賢二　専修大学 教授
秋池　玲子　ボストンコンサルティンググループ パートナー＆マネージングディレクター
森田 富士夫　物流ジャーナリスト
佐藤　正弥　(一社)経団連産業政策本部主幹
ほか

WGにおける運賃に関する規制強化についての議論内容と検討結果

WGにおける主な意見	論　点	検　討　結　果
① 標準運賃等 ○国において、標準運賃(法第63条)を提示して欲しい。 ○最低運賃を提示してほしい。	① 標準運賃等 ○法第63条の標準運賃・料金提示の法定要件(※)に該当しているのか？ ○過去の認可運賃も遵守されていなかったところ、拘束力のない標準運賃に実効性があるのか？ ○実勢運賃にネガテイブな影響をどう考えるべきか？ ○運賃体系、設定の考え方、原価等の多様化の実態を踏まえ、標準的な運賃・原価を示すことは困難ではないか。	① 標準運賃等 ○法定要件を満たさず、標準運賃を発動する状況にない。
② 事業者の交渉力向上対策 ○荷主との関係で値下げ競争が横行しており、原価を示しての運賃交渉が難しい。 ○原価を示して交渉すると、荷主から別の事業者の運賃を示され、受け入れざるを得ない。	② 事業者の交渉力向上対策 ○原価計算実施割合が3割と低い。原価計算の励行を進める必要がある。 ○契約の書面化を推進する必要がある。 ○独禁法・下請法等、適正取引に係る法令知識の普及を一層進めるべき。	② 事業者の交渉力向上対策 ○原価計算セミナー等を通じて原価計算の普及・浸透を図るとともに、原価を上回る収入を得るための交渉方法等についても啓発を行う。 ○運賃等を契約書面の記載事項とすることを含め、契約の書面化を推進する。 ○法令試験科目への独禁法・下請法等の追加を機に、改めて適正取引に係る法令知識や「適正取引ガイドライン」への習熟を図る。

※法定要件　特定の地域(原則、運輸局管轄範囲内)において、①需給の不均衡等により運賃・料金が著しく高騰又は下落するおそれがあること。
②事業改善命令等では適正化が期待しえない等、特に必要があると認められること。

下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議について

国土交通省

会議の目的

○**中小・小規模事業者が賃金の引上げをしやすい環境を作る**ため、一昨年12月の政労使合意等を踏まえ、必要なコストの価格転嫁、取引先企業の収益の中小企業への還元など、**取引条件の改善を図っていく。**

今後の取組

（1）価格転嫁等の状況や課題を調査

①親事業者など大企業等及び下請事業者など中小企業に対して調査を実施。

・**業種横断的な調査**　⇒　中企庁が実施
・**個別業種ごとの調査**　⇒　業所管省庁で適宜実施
（国交省では建設業、トラック運送業、貸切バス事業）

▼

②**H28.3を目処に、調査結果を業種毎にとりまとめ。**本連絡会議に報告後、公表。

▼

③当該結果を踏まえて、本連絡会議において、必要な対策をとりまとめ。

（2）広報の実施等

①上記調査の実施について、中企庁及び内閣府を主として、関係団体等の協力を得て、広報活動を展開。

▼

② 調査結果を踏まえて対策がとりまとめられた段階で、効果的な広報の体制検討。

（3）相談体制の整備

①中　企　庁：下請かけこみ寺における価格転嫁等の相談体制を充実（日商、中央会等とも連携）。

②関係府省等：自治体等の協力も得て、所管業種における取引条件の改善に関する相談体制を充実。

会議のメンバー

内閣官房副長官

内閣府副大臣
厚生労働副大臣
経済産業副大臣
国土交通大臣政務官

内閣総理大臣補佐官
内閣官房副長官補

内閣府政策統括官
中小企業庁長官

公正取引委員会事務総長
警察庁、総務省、財務省、
厚生労働省、農林水産省、
環境省、
国土交通省（総合政策局長）

資料5

業種別の価格指数と燃料価格の推移

国土交通省

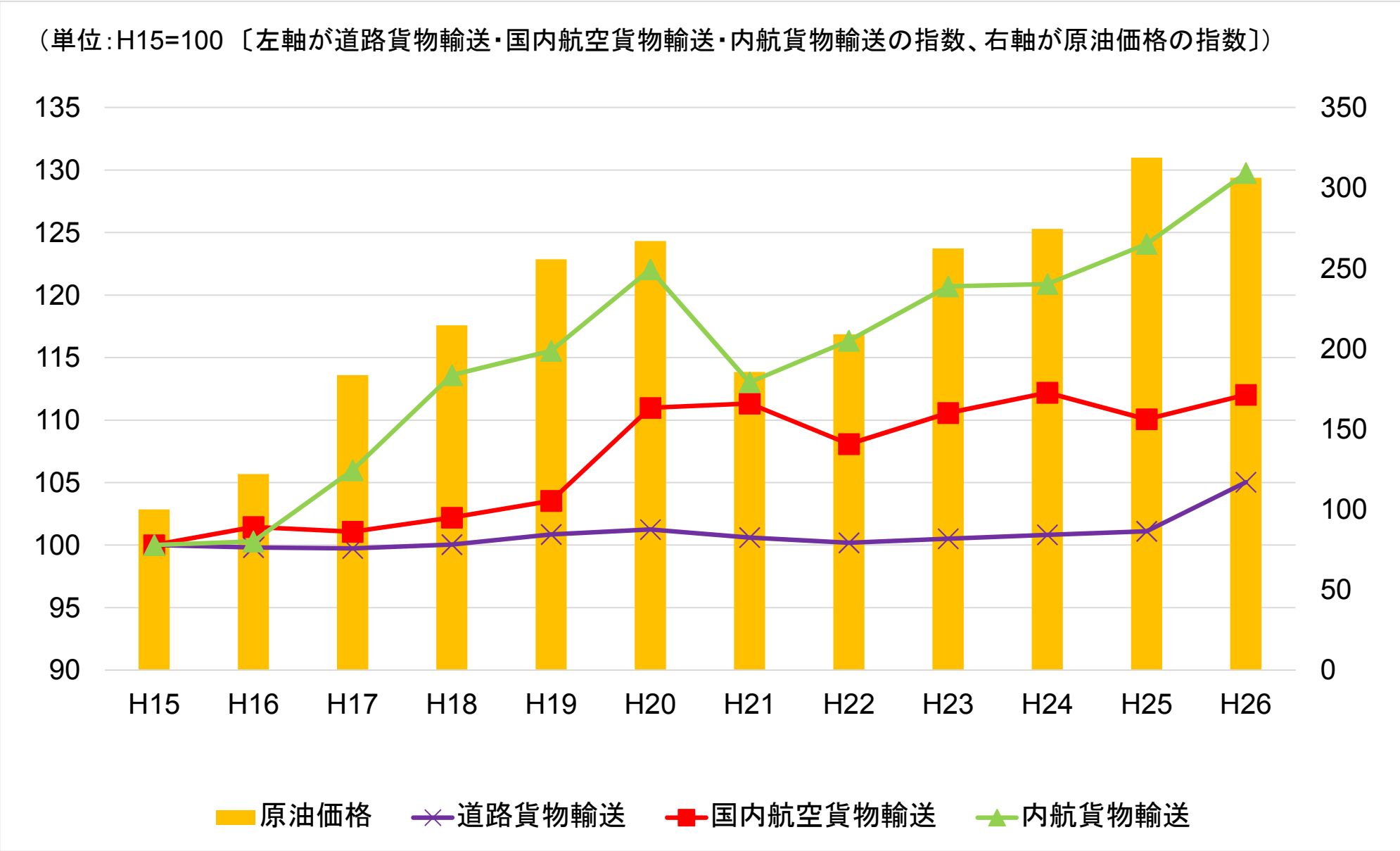

（資料：日本銀行「企業向けサービス価格指数（2010年基準）」及び「企業物価指数（2010 年基準）」から作成）
※原油価格は輸入物価指数（円ベース）のもの

資料6

燃料価格高騰分の転嫁に関する実態調査について（平成26年7月実施）

国土交通省

○　元請事業者、物流子会社217社に対する調査。（下記、元請①、元請②が調査対象）

（元請）
①燃料価格高騰分を全く収受できていない元請事業者が約3割。
②その他約7割の元請事業者についても、半数以上の事業者が必要と考える金額の3割未満しか収受できていない。
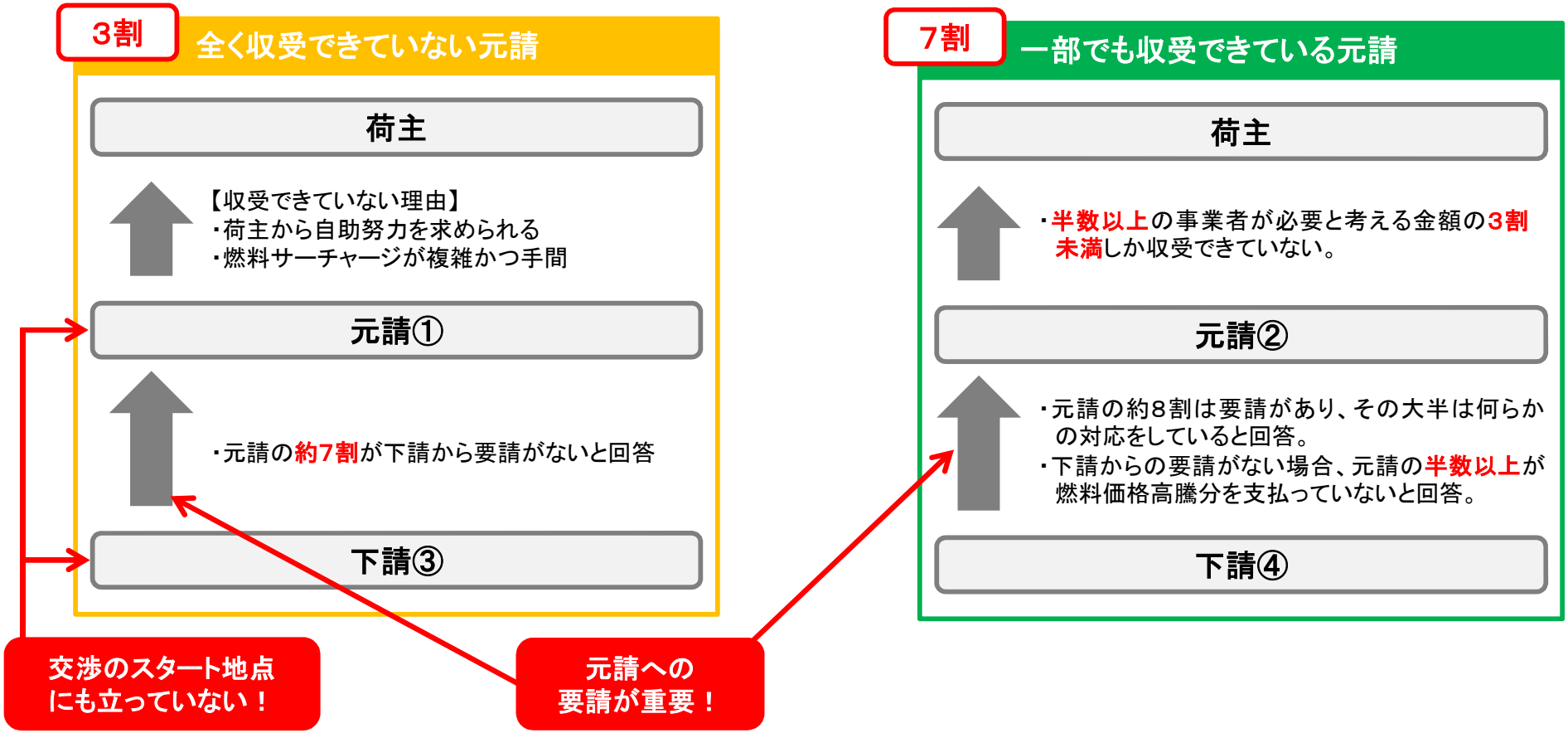
（下請）
③上記①の元請の下請事業者の約7割は、元請に要請すらしていない。
④上記②の元請の下請事業者の約8割は、元請に要請しており、要請された元請の大半は何らかの対応をしている。